

平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 バーチャレクス・コンサルティング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 丸山 栄樹  
(コード：6193、東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 黒田 勝  
(TEL. 03-3578-5300)

**会社分割による持株会社体制への移行及び定款の一部変更  
(商号及び事業目的の変更) に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において平成 29 年 10 月 2 日付で持株会社体制へ移行するべく下記のとおり会社分割（新設分割）（以下、「本新設分割」）を実施し同日付で商号を「バーチャレクス・ホールディングス株式会社」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制に合致したものに変更する旨、決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行につきましては、平成 29 年 6 月 28 日に開催予定の当社定時株主総会において所定の決議が得られることを条件に実施する予定であります。

また、本新設分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 持株会社への移行のための会社分割

1. 持株会社体制への移行の目的

当社は、顧客と企業の接点の最適化領域で No. 1 企業となるという企業理念のもと事業を進めてきましたが、今後も既存事業及び AI やチャットボットなどの新規成長分野に積極的に取り組み、事業規模の拡大及び経営基盤の強化による更なる事業の成長に取り組んでおります。

これらを実現するためには、グループとしての企業競争力を強化していくことが必須であり、グループ各社の権限、責任を明確化し各社の成長を加速させ、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレート・ガバナンスの向上を図り、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

## 2. 会社分割の要旨

### (1) 会社分割の日程

新設分割計画承認取締役会	平成 29 年 5 月 18 日
新設分割計画承認株主総会	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
分割期日	平成 29 年 10 月 2 日 (予定)

### (2) 分割方式

当社を分割会社とし、新設するバーチャレクス・コンサルティング株式会社を新設分割設立会社とする新設分割となります。なお、当社は平成 29 年 10 月 2 日をもって、商号を「バーチャレクス・ホールディングス株式会社」に変更する予定です。

### (3) 会社分割に係る割当の内容

新設株式会社は、本新設分割に際して普通株式 2,000 株を発行し、その全部を当社に割り当てます。

### (4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取扱いの変更はありません。

### (5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による資本金の増減はありません。

### (6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、平成 29 年 5 月 18 日付新設分割計画書に定める範囲内において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、契約上の地位とその他権利義務を当社から承継します。なお、債務の承継については重疊的債務引受の方法によるものとします。ただし、当社と新設会社との関係においては、承継する債務の全部を新設会社が負担するものとします。

### (7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす辞退の発生は現在のところ予想されていないことから、債務履行の見込みがあるものと判断しております。

### 3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	新設会社 (平成 29 年 10 月 2 日設立予定)
(1) 商号	バーチャレクス・コンサルティング株式会社(平成 29 年 10 月 2 日付でバーチャレクス・ホールディングス株式会社に商号変更予定)	バーチャレクス・コンサルティング株式会社
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 丸山 栄樹	代表取締役社長 丸山 勇人
(4) 事業内容	企業と顧客の接点(チャンネル)に関するコンサルティングとアウトソーシングサービスおよびソフトウェアの提供	企業と顧客の接点(チャンネル)に関するコンサルティングとアウトソーシングサービスおよびソフトウェアの提供
(5) 資本金	597,029 千円	20,000 千円
(6) 設立年月日	1999 年 6 月 15 日	2017 年 10 月 2 日(予定)
(7) 発行済株式数	2,937,953 株	2,000 株
(8) 決算期	3 月	3 月
(9) 大株主及び持株比率	・ シンプレクス株式会社 14.9% ・ 丸山 栄樹 13.0%	バーチャレクス・ホールディングス株式会社 100%

#### 分割会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純 資 産	448,501 千円	670,336 千円	897,863 千円
総 資 産	1,208,605 千円	1,311,913 千円	1,838,745 千円
1 株 当 たり 純 資 産	163.39 円	244.20 円	305.61 円
売 上 高	3,392,129 千円	3,461,374 千円	3,526,841 千円
営 業 利 益	139,369 千円	210,467 千円	103,139 千円
経 常 利 益	172,174 千円	204,385 千円	99,151 千円
当 期 純 利 益	205,411 千円	221,996 千円	43,736 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	74.83 円	80.87 円	15.35 円
1 株 当 たり 配 当 金	0 円	0 円	0 円

#### 4. 分割する事業部門の概要

##### (1) 分割する部門の事業内容

持株会社としてグループ会社の経営管理を行う事業を除く全事業。

##### (2) 分割する部門の経営成績（平成 29 年 3 月期）

	分割する事業	連結業績	比率
売上高	3,526,841 千円	4,448,183 千円	79.3%

##### (2) 分割する資産・負債項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	535,649 千円	流動負債	443,121 千円
固定資産	278,569 千円	固定負債	－千円
合計	814,218 千円	合計	443,121 千円

(注) 上記は平成 29 年 3 月 31 日現在の帳簿価格をもとに試算しております。

#### 3. 分割後の状況

	分割会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	新設会社 (平成 29 年 10 月 2 日設立予定)
(1) 商号	バーチャレクス・コンサルティング株式会社（平成 29 年 10 月 2 日付でバーチャレクス・ホールディングス株式会社に商号変更予定）	バーチャレクス・コンサルティング株式会社
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 丸山 栄樹	代表取締役社長 丸山 勇人
(4) 事業内容	グループ経営戦略の策定・管理	企業と顧客の接点（チャンネル）に関するコンサルティングとアウトソーシングサービスおよびソフトウェアの提供
(5) 資本金	2,937,953 株	2,000 株
(6) 決算期	3 月	3 月

## 6. 今後の見通し

本新設分割により事業を継承する新設会社は、当社の100%子会社であるため連結業績に直接的な影響はありません。また、本新設分割以降の当社単体の業績につきましては、主としてグループ会社からの経営指導料収入、配当収入等により持株会社の運用経費等を賄う収益構造となる予定であります。

## II. 商号変更及び定款の変更

### 1. 商号変更及び定款の変更の目的

当社は、持株会社体制への移行に伴い、平成29年10月2日付（予定）本で当社の商号を「バーチャレクス・ホールディングス株式会社」へ変更し、その事業目的を持株会社としてのグループ会社の株式及び持分の保有並びに経営管理等に変更するものであります。

### 2. 定款の変更の内容

本定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 定款変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月18日
本定款変更承認株主総会	平成29年6月28日（予定）
本定款変更の効力発生日	平成29年10月2日（予定）

以 上

別紙定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>バーチャレクス・コンサルティング株式会社</u>と称し、 英 文 で は <u>Virtualex Consulting, Inc</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p> <p>1. ～17. &lt;記載省略&gt;</p> <p>第3条～第49条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>バーチャレクス・ホールディングス株式会社</u>と称し、 英文では <u>Virtualex Holdings, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を行う会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること</u>を目的とする。</p> <p>1. ～17. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3条～第49条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 定款第 1 条及び第 2 条の変更は、平成 29 年 10 月 2 日をもって効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則第 1 条の規定は、平成 29 年 10 月 2 日をもってこれを削除する。</u></p>